

令和 7 年行政執行法人の常勤職員数に関する報告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第60条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 1 月 1 日現在における同法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の常勤職員数について、以下のとおり報告します。

(単位：人)

行政執行法人の名称	常勤職員数	備 考
国立公文書館	89	うち休職者 1、育児休業者 2
統計センター	650	うち休職者13、育児休業者 9
造幣局	855	うち休職者10、育児休業者 2、育児短時間勤務職員 1、配偶者同行休業をしている者 1
国立印刷局	4, 056	うち休職者33、専従職員 5、育児休業者29
農林水産消費安全技術センター	625	うち休職者 8、育児休業者15、育児短時間勤務職員 1、自己啓発等休業をしている者 1
製品評価技術基盤機構	437	うち休職者 6、国際機関等派遣職員 1、育児休業者11、育児短時間勤務職員 1、配偶者同行休業をしている者 1
駐留軍等労働者労務管理機構	272	うち休職者 8、育児休業者 3、育児短時間勤務職員 2
合 計	6, 984	

(注) この報告における常勤職員とは、常時勤務に服することを要する職員をいい、休職者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職の処分を受けた者をいう。）、停職者（国家公務員法第82条の規定による停職の処分を受けた者をいう。）、専従職員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第 7 条第 5 項の規定により休職者とされた者をいう。）、国際機関等派遣職員（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された者をいう。）、育児休業者（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第109号）第 3 条第 1 項の規定により育児休業をしている者をいう。）、育児短時間勤務職員（国家公務員の育児休業等に関する法律第13条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている者をいう（同法第22条の規定により勤務している者を含む。）。）、自己啓発等休業をしている者（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第 2 条第 5 項に規定する自己啓発等休業をしている者をいう。）及び配偶者同行休業をしている者（国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第 2 条第 4 項に規定する配偶者同行休業をしている者をいう。）を含む（独立行政法人通則法第60条第 1 項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）第20条）。